

「揮発油価格高騰時における揮発油税及び地方揮発油税の特例税率の適用停止に伴う手持品控除の取扱い等について」新旧対照表

(注) アンダーラインを付した箇所が新設し、又は改正した箇所である。

改 正 後	改 正 前
<p>第一節 共通事項 (エタノールの数量に相当する数量の算出方法)</p> <p>8 バイオエタノール等揮発油に含まれるエタノールの数量に相当する数量の算出に当たっては、次による。</p> <p>(1)・(2) (省略)</p> <p>(3) (1)の場合のバイオエタノール又はエチルターシャリーブチルエーテルの濃度の測定は、以下に定める試験方法による。</p> <p>イ <u>日本産業規格 (J I S K 2536-2 (石油製品一成分試験方法))</u></p> <p>ロ <u>日本産業規格 (J I S K 2536-4 (石油製品一成分試験方法))</u></p> <p>ハ <u>日本産業規格 (J I S K 2536-6 (石油製品一成分試験方法))</u></p> <p>第三節 揮発油税及び地方揮発油税の特例税率の適用再開に伴う手持品課税 (手持品課税に係る揮発油税等の納付等)</p> <p>5 手持品課税に係る揮発油税等の納付等については、次の点に留意する。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 手持品課税に係る揮発油税等の過少申告加算税、<u>無申告加算税又は重加算税</u>の納期限は、国税通則法第35条第3項の規定により、これらに係る賦課決定通知書が発せられた日の翌日から起算して1か月を経過する日となる。</p> <p>(3) 期限後申告書が法定申告期限から<u>1か月</u>を経過する日までに提出され、かつ、納付すべき揮発油税額等の全額が手持品課税の納期限までに</p>	<p>第一節 共通事項 (エタノールの数量に相当する数量の算出方法)</p> <p>8 バイオエタノール等揮発油に含まれるエタノールの数量に相当する数量の算出に当たっては、次による。</p> <p>(1)・(2) (同左)</p> <p>(3) (1)の場合のバイオエタノール又はエチルターシャリーブチルエーテルの濃度の測定は、以下に定める試験方法による。</p> <p>イ <u>日本工業規格K二五三六一二号 (石油製品一成分試験方法)</u></p> <p>ロ <u>日本工業規格K二五三六一四号 (石油製品一成分試験方法)</u></p> <p>ハ <u>日本工業規格K二五三六一六号 (石油製品一成分試験方法)</u></p> <p>第三節 揮発油税及び地方揮発油税の特例税率の適用再開に伴う手持品課税 (手持品課税に係る揮発油税等の納付等)</p> <p>5 手持品課税に係る揮発油税等の納付等については、次の点に留意する。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 手持品課税に係る揮発油税等の過少申告加算税<u>又は無申告加算税</u>の納期限は、国税通則法第35条第3項の規定により、これらに係る賦課決定通知書が発せられた日の翌日から起算して1か月を経過する日となる。</p> <p>(3) 期限後申告書が法定申告期限から<u>2週間</u>を経過する日までに提出され、かつ、納付すべき揮発油税額等の全額が手持品課税の納期限までに</p>

改正後	改正前
<p>納付されるなど、一定の要件を満たした場合には、国税通則法第66条第<u>7項</u>の規定が適用される。</p>	<p>納付されるなど、一定の要件を満たした場合には、国税通則法第66条第<u>6項</u>の規定が適用される。</p>

改 正 後

別紙様式 1

揮発油税及び地方揮発油税みなし製造場承認申請書

収受印			
令和 年 月 日 申請者 国税庁長官 殿	住所	〒 - (- -)	
	(フリガナ)		
	氏名又は名称及び代表者氏名	Ⓜ	
	個人番号又は法人番号	<small>↑個人番号の記載に当たっては、右欄を空欄とし、ここから記載してください。</small> <small>※個人番号又は法人番号は2部の内1部のみに記載してください。</small>	
	(フリガナ)		
同上代理人	Ⓜ		
担当者名			
租税特別措置法第89条第13項の規定によるみなし製造場の承認を受けたいので、下記のとおり申請します。			
承認を受けようとする場所	所在地	〒 -	
	(フリガナ) 名称		
参考事項			
※ 上記申請については、承認することとしましたから、租税特別措置法施行令第46条の24第2項の規定により通知します。			
課消 - (承認年月日)			
令和 年 月 日	国税庁長官	印	

【注意】

- 承認を受けようとする場所の所在地は、申請者の住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地のうち、一の場所に限り、一箇所に限ります。
- この申請書は、太線枠内を記載の上、下記の提出先まで2部提出してください。
指定日以後1か月以内に国税庁長官の承認を受けたときは、申請者は揮発油の製造者と、承認を受けた場所は揮発油の製造場と、それぞれみなされます。

【提出先】 〒100-8978 東京都千代田区霞が関3-1-1 国税庁 課税部消費税室 諸税第一係
電話03-3581-4161 内線3747

- ※印欄は、記載しないでください。

改 正 前

別紙様式 1

揮発油税及び地方揮発油税みなし製造場承認申請書

収受印			
平成 年 月 日 申請者 国税庁長官 殿	住所又は所在地	〒 - (- -)	
	(フリガナ)		
	氏名又は名称及び代表者氏名	Ⓜ	
	(フリガナ)		
	同上代理人	Ⓜ	
担当者名			
租税特別措置法第89条第13項の規定によるみなし製造場の承認を受けたいので、下記のとおり申請します。			
承認を受けようとする場所	所在地	〒 -	
	(フリガナ) 名称		
参考事項			
※ 上記申請については、承認することとしましたから、租税特別措置法施行令第46条の24第2項の規定により通知します。			
課消 - (承認年月日)			
平成 年 月 日	国税庁長官	印	

【注意】

- 承認を受けようとする場所の所在地は、申請者の住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地のうち、一の場所に限り、一箇所に限ります。
- この申請書は、太線枠内を記載の上、下記の提出先まで2部提出してください。
指定日以後1か月以内に国税庁長官の承認を受けたときは、申請者は揮発油の製造者と、承認を受けた場所は揮発油の製造場と、それぞれみなされます。

【提出先】 〒100-8978 東京都千代田区霞が関3-1-1 国税庁 課税部消費税室 諸税第一係
電話03-3581-4161 内線3747

- ※印欄は、記載しないでください。

改正後

別紙様式 2

控除対象揮発油の所持数量届出書

収受印		一連番号	
令和 年 月 日	届出者	住所 (フリガナ)	〒 - (-)
税務署長殿 (殿)	氏名又は名称 及び代表者氏名		⑧
下記のとおり、指定日(令和 年 月 1日)に所持する控除対象揮発油の数量を届け出ます。			
控除(還付)を 受けようとする 揮発油の製造者 【納税義務者】	製造者(引取人)の 住所		
	製造者(引取人)の 氏名又は名称		
控除対象 揮発油	貯蔵場所	所在地	
		名称	
所持数量	バイオエタノール 等揮発油	0	<input type="checkbox"/> エタノール濃度 _____ % <input type="checkbox"/> エチルターシャリー ブチルエーテル濃度 _____ % <input type="checkbox"/> 濃度不明
	バイオエタノール 等揮発油以外の 揮発油	0	
参考事項 (貯蔵場所の設備)	ハイオク用タンク	_____ 基	合計 _____ kL
	レギュラー用タンク	_____ 基	合計 _____ kL
	灯油用タンク	_____ 基	合計 _____ kL
※ 税務署整理欄	通信日付印	年 月 日	確認印
			入力

税務署提出用

【注意】

- 1 貯蔵場所ごとに、3枚複写で記載してください。
- 2 提出は、次のとおりです。

書類の流れ	届出者が 大蔵省内 を記載	所持数量届出書 → 貯蔵場所の所轄税務署長提出(指定日から1か月以内)
		所持数量証明書 → 揮発油の製造者に交付 → 揮発油の製造者は納税申告書に添付
		所持数量届出書(控) → 届出者保存
- 3 ※印欄は、記載しないでください。

改正前

別紙様式 2

控除対象揮発油の所持数量届出書

収受印		一連番号	
平成 年 月 日	届出者	住所又は所在地 (フリガナ)	〒 - (-)
税務署長殿 (殿)	氏名又は名称 及び代表者氏名		⑧
下記のとおり、指定日(平成 年 月 1日)に所持する控除対象揮発油の数量を届け出ます。			
控除(還付)を 受けようとする 揮発油の製造者 【納税義務者】	製造者(引取人)の 住所又は所在地		
	製造者(引取人)の 氏名又は名称		
控除対象 揮発油	貯蔵場所	所在地	
		名称	
所持数量	バイオエタノール 等揮発油	0	<input type="checkbox"/> エタノール濃度 _____ % <input type="checkbox"/> エチルターシャリー ブチルエーテル濃度 _____ % <input type="checkbox"/> 濃度不明
	バイオエタノール 等揮発油以外の 揮発油	0	
参考事項 (貯蔵場所の設備)	ハイオク用タンク	_____ 基	合計 _____ kL
	レギュラー用タンク	_____ 基	合計 _____ kL
	灯油用タンク	_____ 基	合計 _____ kL
※ 税務署整理欄	通信日付印	年 月 日	確認印
			入力

税務署提出用

【注意】

- 1 貯蔵場所ごとに、3枚複写で記載してください。
- 2 提出は、次のとおりです。

書類の流れ	届出者が 大蔵省内 を記載	所持数量届出書 → 貯蔵場所の所轄税務署長提出(指定日から1か月以内)
		所持数量証明書 → 揮発油の製造者に交付 → 揮発油の製造者は納税申告書に添付
		所持数量届出書(控) → 届出者保存
- 3 ※印欄は、記載しないでください。

改正後

別紙様式 3

控除対象揮発油の所持数量証明書

製造者交付用

		一連番号	
令和 年 月 日	証 明 者	住所	〒 - (- -)
		(フリガナ)	
殿		氏名又は名称 及び代表者氏名	Ⓜ
下記のとおり、指定日(令和 年 月 1日)に所持する控除対象揮発油の数量を証明します。			
控除(還付)を 受けようとする 揮発油の製造者 【納税義務者】	製造者(引取人)の 住所		
	製造者(引取人)の 氏名又は名称		
貯蔵場所	所在地		
	名称		
控除対象 揮発油 所持数量	バイオエタノール 等揮発油	0	<input type="checkbox"/> エタノール濃度 _____ % エチルターシャリー ブチルエーテル濃度 _____ % <input type="checkbox"/> 濃度不明
	バイオエタノール 等揮発油以外の 揮発油	0	

【注意】

- 1 貯蔵場所ごとに、3枚複写で記載してください。
- 2 提出は、次のとおりです。

書類の
流れ

(証明者が
太線枠内
を記載) 所持数量届出書 → 貯蔵場所の所轄税務署長提出(指定日から1か月以内)
 所持数量証明書 → 揮発油の製造者に交付 ⇒ 揮発油の製造者は納税申告書に添付
 (証明者が
太線枠内
を記載) 所持数量届出書(控) → 届出者保存

- 3 ※印欄は、記載しないでください。

改正前

別紙様式 3

控除対象揮発油の所持数量証明書

製造者交付用

		一連番号	
平成 年 月 日	証 明 者	住所又は所在地	〒 - (- -)
		(フリガナ)	
殿		氏名又は名称 及び代表者氏名	Ⓜ
下記のとおり、指定日(平成 年 月 1日)に所持する控除対象揮発油の数量を証明します。			
控除(還付)を 受けようとする 揮発油の製造者 【納税義務者】	製造者(引取人)の 住所又は所在地		
	製造者(引取人)の 氏名又は名称		
貯蔵場所	所在地		
	名称		
控除対象 揮発油 所持数量	バイオエタノール 等揮発油	0	<input type="checkbox"/> エタノール濃度 _____ % エチルターシャリー ブチルエーテル濃度 _____ % <input type="checkbox"/> 濃度不明
	バイオエタノール 等揮発油以外の 揮発油	0	

【注意】

- 1 貯蔵場所ごとに、3枚複写で記載してください。
- 2 提出は、次のとおりです。

書類の
流れ

(証明者が
太線枠内
を記載) 所持数量届出書 → 貯蔵場所の所轄税務署長提出(指定日から1か月以内)
 所持数量証明書 → 揮発油の製造者に交付 ⇒ 揮発油の製造者は納税申告書に添付
 (証明者が
太線枠内
を記載) 所持数量届出書(控) → 届出者保存

- 3 ※印欄は、記載しないでください。

改正後

別紙様式4

令和 年 月分 控除対象揮発油の揮発油税超過額計算書

○沖縄県の区域以外【租税特別措置法第89条第4項】			整理番号
区分	バイオエタノール等揮発油	バイオエタノール等揮発油以外の揮発油	合計
① 控除対象揮発油数量	0	0	
② エタノールの数量に相当する数量	0		
③ 差引控除対象揮発油数量 (① - ②)	0	0	
④ 欠減控除数量 (③ × 1.35 %)	0	0	
⑤ 揮発油税超過額の基となる数量 (③ - ④)	a	b	④ (a+b)
⑥ 揮発油税超過額 (④ 欄 ÷ 1,000 × 25,100 円)			円

○沖縄県の区域内【沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令第74条の2第2項】

区分	バイオエタノール等揮発油	バイオエタノール等揮発油以外の揮発油	合計
⑦ 控除対象揮発油数量	d	0	
⑧ エタノールの数量に相当する数量		0	
⑨ 差引控除対象揮発油数量 (⑦ - ⑧)	0	0	
⑩ 欠減控除数量 (⑨ × 1.35 %)	0	0	
⑪ 揮発油税超過額の基となる数量 (⑨ - ⑩)	c	d	⑧ (c+d)
⑫ 揮発油税超過額 (⑪ 欄 ÷ 1,000 × 21,900 円)			円

⑬ 揮発油税超過額計 (⑥ 欄 + ⑫ 欄)		円
--------------------------	--	---

【注意】

この計算書は、揮発油税及び地方揮発油税納税申告書 (CC2-3301-1) に添付してください。

改正前

別紙様式4

平成 年 月分 控除対象揮発油の揮発油税超過額計算書

○沖縄県の区域以外【租税特別措置法第89条第4項】			整理番号
区分	バイオエタノール等揮発油	バイオエタノール等揮発油以外の揮発油	合計
① 控除対象揮発油数量	0	0	
② エタノールの数量に相当する数量	0		
③ 差引控除対象揮発油数量 (① - ②)	0	0	
④ 欠減控除数量 (③ × 1.35 %)	0	0	
⑤ 揮発油税超過額の基となる数量 (③ - ④)	a	b	④ (a+b)
⑥ 揮発油税超過額 (④ 欄 ÷ 1,000 × 25,100 円)			円

○沖縄県の区域内【沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令第74条の2第2項】

区分	バイオエタノール等揮発油	バイオエタノール等揮発油以外の揮発油	合計
⑦ 控除対象揮発油数量	d	0	
⑧ エタノールの数量に相当する数量		0	
⑨ 差引控除対象揮発油数量 (⑦ - ⑧)	0	0	
⑩ 欠減控除数量 (⑨ × 1.35 %)	0	0	
⑪ 揮発油税超過額の基となる数量 (⑨ - ⑩)	c	d	⑧ (c+d)
⑫ 揮発油税超過額 (⑪ 欄 ÷ 1,000 × 21,900 円)			円

⑬ 揮発油税超過額計 (⑥ 欄 + ⑫ 欄)		円
--------------------------	--	---

【注意】

この計算書は、揮発油税及び地方揮発油税納税申告書 (CC2-3301-1) に添付してください。

改正後

別紙様式6

戻入れ（移入）揮発油の揮発油税及び地方揮発油税手持品課税済確認申請書

収受印		整理番号		※
令和 年 月 日 申請者 税務署長 殿	貯蔵場所の所在地及び名称	(〒 -) (区 - -)		
	住所	(〒 -) (区 - -)		
	氏名又は名称及び代表者氏名	(フリガナ)	◎	
	法人番号	個人の方は個人番号の記載は不要です。	◎ <small>※法人番号は、特例第1号の届出書の提出日の翌日から起算して5年以内に変更していただく。</small>	
同上代理人	◎			
下記の揮発油について、租税特別措置法第89条第23項（沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令第74条の2第27項）に規定する確認を受けたいので、申請します。				
戻入れ（移入）した手持品課税済揮発油	種別	㊦バイオエタノール等揮発油	㊧バイオエタノール等揮発油以外の揮発油	◎計（㊦+㊧）
	㊦戻入れ（移入）数量	㊦	㊧	◎
	㊧エタノールの数量に相当する数量	㊦	㊧	◎
	㊨差引揮発油数量（㊦ - ㊧）	㊦	㊧	◎
	㊩欠減控除数量（㊨ × 1.35 %）	㊦	㊧	◎
	㊪差引数量（㊨ - ㊩）	㊦	㊧	◎
	税額（㊪ × 税率）	円	円	円
手持品課税済揮発油を製造場に戻し又は移送した者	住所	(〒 -) (区 - -)		
氏名又は名称				
手持品課税の申告者	手持品課税を受けた時の貯蔵場所の所在地及び名称	(〒 -) (区 - -)		
	住所	(〒 -) (区 - -)		
	氏名又は名称			
参考事項	戻入れ（移入）の年月日	令和 年 月 日		
	戻入れ（移入）について控除又は還付を受けるための申告書の月分	令和 年 月分		
	その他			
※上記について、申請のとおり確認しましたので、租税特別措置法施行令第46条の27第3項（沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令第74条の2第30項）の規定により、通知します。				
第 号 令和 年 月 日		税務署長 殿 ◎		

- 【注】
- この申請書は、2通提出してください。
 - この申請書には、申請に係る揮発油について手持品課税の適用を受けた者を通じて交付を受けた「揮発油税等手持品課税対象証明書」を添付してください。
 - ※印欄は、記載しないでください。

改正前

別紙様式6

戻入れ（移入）揮発油の揮発油税及び地方揮発油税手持品課税済確認申請書

収受印		整理番号		※
平成 年 月 日 申請者 税務署長 殿	製造場の所在地及び名称	(〒 -) (区 - -)		
	住所又は所在地	(〒 -) (区 - -)		
	氏名又は名称及び代表者氏名	(フリガナ)	◎	
	同上代理人	◎		
下記の揮発油について、租税特別措置法第89条第23項（沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令第74条の2第27項）に規定する確認を受けたいので、申請します。				
戻入れ（移入）した手持品課税済揮発油	種別	㊦バイオエタノール等揮発油	㊧バイオエタノール等揮発油以外の揮発油	◎計（㊦+㊧）
	㊦戻入れ（移入）数量	㊦	㊧	◎
	㊧エタノールの数量に相当する数量	㊦	㊧	◎
	㊨差引揮発油数量（㊦ - ㊧）	㊦	㊧	◎
	㊩欠減控除数量（㊨ × 1.35 %）	㊦	㊧	◎
	㊪差引数量（㊨ - ㊩）	㊦	㊧	◎
	税額（㊪ × 税率）	円	円	円
手持品課税済揮発油を製造場に戻し又は移送した者	住所又は所在地	(〒 -) (区 - -)		
氏名又は名称				
手持品課税の申告者	手持品課税を受けた時の貯蔵場所の所在地及び名称	(〒 -) (区 - -)		
	住所又は所在地	(〒 -) (区 - -)		
	氏名又は名称			
参考事項	戻入れ（移入）の年月日	平成 年 月 日		
	戻入れ（移入）について控除又は還付を受けるための申告書の月分	平成 年 月分		
	その他			
※上記について、申請のとおり確認しましたので、租税特別措置法施行令第46条の27第3項（沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令第74条の2第30項）の規定により、通知します。				
第 号 平成 年 月 日		税務署長 殿 ◎		

- 【注】
- この申請書は、2通提出してください。
 - この申請書には、申請に係る揮発油について手持品課税の適用を受けた者を通じて交付を受けた「揮発油税等手持品課税対象証明書」を添付してください。
 - ※印欄は、記載しないでください。

改正後

別紙様式7

揮発油の揮発油税及び地方揮発油税手持品課税対象証明書交付申請書

(印) 収受印		整理番号		※
令和 年 月 日	貯蔵場所の所在地及び名称	(〒 -) (番 - -)		
	住所又は所在地	(〒 -) (番 - -)		
	申請者氏名又は名称及び代表者氏名	(フリガナ)		
	申請者法人番号	個人の方は個人番号の記載は不要です。		
税務署長 殿	同上代理人	◎		
下記の課税対象揮発油が、租税特別措置法第89条第18項（沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令第74条の2第21項）の規定により揮発油税及び地方揮発油税を課された、又は課されるべきものであることにつき、租税特別措置法施行令第46条の27第2項（沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令第74条の2第29項）に規定する証明書の交付を申請します。				
製造者が揮発油税及び地方揮発油税の控除又は還付を受けようとする課税対象揮発油	種 別	㊸バイオエタノール等揮発油	㊹バイオエタノール等揮発油以外の課税対象揮発油	◎計 (㊸+㊹)
	戻入れ（移入）数量	0	0	0
	エタノールの数量に相当する数量	0	0	0
	差引数量揮発油数量 (① - ②)	0	0	0
	欠減控除数量 (③ × 1.35%)	0	0	0
	差 引 数 量 (③ - ④)	0	0	0
税 額 (⑤ × 税率)	円	円	円	
課税対象揮発油の製造者又は引取者	戻入れ（移入）に係る製造場の所在地及び名称			
	住所又は所在地			
	氏名又は名称			
参 考 事 項				
手 持 品 課 税 対 象 証 明 書				
※ 上記の課税対象揮発油は、租税特別措置法第89条第18項（沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令第74条の2第21項）の規定による揮発油税及び地方揮発油税を課された、又は課されるべきものであることを証明します。				
(証明) 第 号 令和 年 月 日		税 務 署 長 ◎		

- 【注】
1 この申請書は、2通提出してください。
2 ※印欄は、記載しないでください。

改正前

別紙様式7

揮発油の揮発油税及び地方揮発油税手持品課税対象証明書交付申請書

(印) 収受印		整理番号		※
平成 年 月 日	貯蔵場所の所在地及び名称	(〒 -) (番 - -)		
	住所又は所在地	(〒 -) (番 - -)		
	申請者氏名又は名称及び代表者氏名	(フリガナ)		
	申請者法人番号	個人の方は個人番号の記載は不要です。		
税務署長 殿	同上代理人	◎		
下記の課税対象揮発油が、租税特別措置法第89条第18項（沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令第74条の2第21項）の規定により揮発油税及び地方揮発油税を課された、又は課されるべきものであることにつき、租税特別措置法施行令第46条の27第2項（沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令第74条の2第29項）に規定する証明書の交付を申請します。				
製造者が揮発油税及び地方揮発油税の控除又は還付を受けようとする課税対象揮発油	種 別	㊸バイオエタノール等揮発油	㊹バイオエタノール等揮発油以外の課税対象揮発油	◎計 (㊸+㊹)
	戻入れ（移入）数量	0	0	0
	エタノールの数量に相当する数量	0	0	0
	差引数量揮発油数量 (① - ②)	0	0	0
	欠減控除数量 (③ × 1.35%)	0	0	0
	差 引 数 量 (③ - ④)	0	0	0
税 額 (⑤ × 税率)	円	円	円	
課税対象揮発油の製造者又は引取者	戻入れ（移入）に係る製造場の所在地及び名称			
	住所又は所在地			
	氏名又は名称			
参 考 事 項				
手 持 品 課 税 対 象 証 明 書				
※ 上記の課税対象揮発油は、租税特別措置法第89条第18項（沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令第74条の2第21項）の規定による揮発油税及び地方揮発油税を課された、又は課されるべきであることを証明します。				
(証明) 第 号 平成 年 月 日		税 務 署 長 ◎		

- 【注】
1 この申請書は、2通提出してください。
2 ※印欄は、記載しないでください。